

「中学生用男女共同参画に関する教材作成業務」委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、佐賀市が発注する「中学生用男女共同参画に関する教材作成業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

中学生用男女共同参画に関する教材作成業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

220万円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

3 提案参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。また、共同企業体で参加することも可能とするが、その場合には、構成する全事業者が要件を全て満たしていることを条件とする。

- ① 同種又は類似の業務実績を有する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 佐賀県及び佐賀市から指名停止措置又は指名回避措置のいずれも受けていない者であること。
- ⑥ 参加表明の日から過去3月以内に佐賀市から契約解除されていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 複数提案参加の禁止
提案参加者1者につき1つの提案とし、複数の提案は認めない。
- (3) 業務の再委託
佐賀市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- (4) 他の提案参加者の構成員になることの禁止
既に提案に参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4 実施スケジュール

募集開始	令和8年5月22日（金）
質問の受付	令和8年5月28日（木）正午まで ※必着
質問の回答	令和8年6月 3日（水）を予定
参加表明書の提出	令和8年6月 5日（金）正午まで ※必着
提案書等の提出	令和8年6月25日（木）16時まで ※必着
審査（予備審査）	令和8年6月29日（月）※提案者が多数の場合のみ書類選考を実施
審査（プレゼンテーション等）	令和8年7月 3日（金）午後を予定
審査結果通知	令和8年7月上旬を予定
業務委託契約締結	令和8年7月中旬を予定

5 公募の周知方法

市公式ホームページに掲載

6 質問の受付と回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第1号）による。（連絡先は必ず明記すること。）
- (2) 提出期限
令和8年5月28日（木）正午まで（必着）
- (3) 提出方法
- ① 電子メールにより質問書を提出すること。
 - ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（セミナー等開催事業）」と入力すること。

- ③ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。
 - ④ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。
 - ⑤ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話等により確認を行う。
- (4) 提出先
佐賀市 政策推進部 男女共同参画課
[E-mail] danjo@city.saga.lg.jp [TEL] 0952-40-7014
- (5) 回答方法
- ① 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、市ホームページに掲載するほか、質問があった者及び質疑応答集を市ホームページに掲載する時点において既に参加表明を行っているものに対し電子メールにて送付する。(6月3日(水)を予定)
 - ② 質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。

7 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第2号)
 - ② 法人登記に係る履歴事項全部証明書(発行から3か月以内、写し可)(その他の団体で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
 - ③ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書(発行日から3か月以内、写し可)
 - ④ 市区町村税に滞納がないことの証明書(発行日から3か月以内、写し可)
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
 - ⑥ 会社等の概要(様式任意。既存のパンフレット等可)
- ※ 共同企業体として応募しようとする場合、提出書類②～⑥については、構成する全事業者分を提出すること。

※ 令和6年度～8年度 佐賀市物品購入等競争入札参加資格者一覧表[物品購入・役務の提供]に掲載されている事業者については②～⑤の提出を省略することができる。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金)正午まで[必着]

(4) 提出方法

持参又は郵送等とする。持参する場合は受付時間内に持参するものとする。郵送等の場合は、提出期限までに必着とする。

受付時間：平日8時30分から17時まで。(土日祝日は除く。6月5日は正午まで。)

(5) 提出先

佐賀市 政策推進部 男女共同参画課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号(佐賀市役所本庁舎 中棟2階)

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第4号）を送付する。

(7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第5号）

② 企画書（任意様式）

ア 日本工業規格A4判印刷とする。

イ 別紙1「仕様書」に基づき、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。

具体的には、別紙2「審査基準」を参照の上、記載すること。図表等を用いることも可とする。

③ 業務実績表（様式第6号）

④ 費用見積書（様式第7号）

見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

⑤ 費用見積積算内訳（任意様式）

上記④の見積に係る積算内訳が分かるもの

⑥ ③の業務実績を証明できる書類（契約書（仕様書を含む）のコピー）

⑦ 誓約書（様式第8号）

(2) 提出部数

提出書類のうち①～⑤は正本を各1部、副本を各4部提出し、⑥、⑦は正本を1部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月25日（木）16時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送等とする。持参する場合は受付時間内に持参するものとする。郵送等の場合は、提出期限までに必着とする。

受付時間：平日8時30分から17時まで。（土日祝日は除く。6月25日は16時まで。）

(5) 提出先

佐賀市 政策推進部 男女共同参画課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎 中棟2階）

(6) 留意事項

① 横書き、長辺綴じとし、文字サイズは原則として10ポイント以上とすること。

② 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

③ イラスト、図表等の使用は可とする。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

- ① 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。
- ② 審査は、佐賀市に設置する「中学生用男女共同参画に関する教材作成業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、選定委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。
- ③ 提案者が多数ある場合は、事務局による予備審査を実施し、プレゼンテーションの実施を求める者を選定する。なお、予備審査は、別紙2「審査基準」に準じて実施するものとする。
- ④ 実施日程（予定）は、令和8年7月3日（木）午後とする。なお、実施時間、場所等の詳細（前号の予備審査を実施した場合は、当該結果通知を含む。）は、別途連絡する。
- ⑤ プレゼンテーションの内容は、企画提案書を補足する説明及び審査委員会委員からの質疑とする。
- ⑥ プレゼンテーションは、15分以内とする。その後、提案に関する質疑応答の時間を設けるものとする。
- ⑦ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を採ることを認める。この場合、モニターに投影するものが本要領8(1)②の企画書と相違する場合は、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に5部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。
- ⑧ モニターは、佐賀市において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ⑨ プレゼンテーションに出席できる人数は最大3名とする。
- ⑩ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、佐賀市の指示に従うこと。
- ⑪ 失格者を除き、選考委員の採点の合計が最高得点の者を受託候補者として選定する。また、次順位者も併せて選定する。
- ⑫ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- ⑬ 提案者が1者のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること、及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

1 0 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は事務局と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- (3) 契約代金（委託料）の支払は、精算払いとする。

1 1 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届（様式第9号）をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。
- (5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、佐賀市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 3 事務局

佐賀市 政策推進部 男女共同参画課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 担当：橋本・中野子

[TEL] (0952) 40-7014 [FAX] (0952) 29-2095

[E-mail] danjo@city.saga.lg.jp